

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現行
<p>Ⅲ 組合監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－１ 一般的な事務処理</p> <p>Ⅲ－１－６ 災害における金融に関する措置（災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法関係）</p> <p>（１）災害地に対する金融上の措置</p> <p>災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 36 条第 1 項に基づく金融庁防災業務計画及び農林水産省防災業務計画並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 33 条第 1 項及び第 182 条第 2 項に基づく金融庁国民保護計画及び農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画において、金融に関する措置が規定されている。こうしたことから、災害（災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害又は国民保護法第 2 条第 4 項に規定する武力攻撃災害若しくは国民保護法第 183 条に規定する緊急対処事態における災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、農林水産省及び金融庁は、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と密接な連絡を取りつつ、組合に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、<u>利用者及び職員の安全に十分配慮した上で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</u></p> <p>① 災害関係の融資に関する措置</p> <p>組合において、<u>災害等の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、融資審査手続の簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害等の影響を受けている利用者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずることを要</u></p>	<p>Ⅲ 組合監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－１ 一般的な事務処理</p> <p>Ⅲ－１－６ 災害における金融に関する措置（災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法関係）</p> <p>（１）災害地に対する金融上の措置</p> <p>災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 36 条第 1 項に基づく金融庁防災業務計画及び農林水産省防災業務計画並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 33 条第 1 項及び第 182 条第 2 項に基づく金融庁国民保護計画及び農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画において、金融に関する措置が規定されている。こうしたことから、災害（災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害又は国民保護法第 2 条第 4 項に規定する武力攻撃災害若しくは国民保護法第 183 条に規定する緊急対処事態における災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、農林水産省及び金融庁は、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と密接な連絡を取りつつ、組合に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、<u>以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</u></p> <p>① 災害関係の融資に関する措置</p> <p>組合において、<u>災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずることを要請する。</u></p>

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現行
<p>請する。</p> <p>② 貯金等の払戻し及び中途解約に関する措置</p> <p>イ. 組合において、貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は<u>流失等</u>した被災者等については、<u>被災状況等を踏まえた簡易な確認方法</u>をもって<u>貯金等払戻しに応ずる</u>ことを要請する。</p> <p>ロ. 組合において、事情によっては、<u>被災者等</u>に対して、定期貯金、定期積金等の中途解約又は当該貯金等を担保とする貸出しに応ずるなどの措置を講ずることを要請する。</p> <p>③ 手形交換、休日営業等に関する措置</p> <p>組合において、災害時における手形交換又は不渡処分、組合の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮することを要請する。</p> <p>また、窓口における対応ができない場合であっても、<u>現金自動支払機等</u>における貯金の払戻しを行う等、<u>被災者等の便宜</u>を考慮した措置を講ずることを要請する。</p> <p>④ 業務停止等における対応に関する措置</p> <p>組合において、窓口業務停止等の措置を講じた<u>営業店舗名等及び</u>継続して現金自動支払機等を稼働させる<u>営業店舗名等を、速やかに</u>ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、利用者に周知徹底するよう要請する。</p>	<p>② 貯金等の払戻し及び中途解約に関する措置</p> <p>イ. 組合において、貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は<u>流失した貯金者</u>については、<u>り災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法</u>をもって<u>災害被災者の貯金等払戻しの利便を図る</u>ことを要請する。</p> <p>ロ. 組合において、事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期貯金、定期積金等の中途解約又は当該貯金等を担保とする貸出しに応ずるなどの措置を講ずることを要請する。</p> <p>③ 手形交換、休日営業等に関する措置</p> <p>組合において、災害時における手形交換又は不渡処分、組合の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮することを要請する。</p> <p>また、窓口における対応ができない場合であっても、<u>利用者及び職員の安全に十分配慮した上で、現金自動支払機等</u>における貯金の払戻しを行う等、<u>災害被災者の便宜</u>を考慮した措置を講ずることを要請する。</p> <p>④ 業務停止等における対応に関する措置</p> <p>組合において、窓口業務停止等の措置を講じた場合、<u>窓口業務停止並びに</u>継続して現金自動支払機等を稼働させる<u>営業店舗名等を、</u>ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、利用者に周知徹底するよう要請する。</p>

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現行
<p>(2) 南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置 南海トラフ地震防災対策推進基本計画により国は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「巨大地震警戒」という。）が発表された場合における預貯金の払い戻し、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を定めることとされている。</p> <p>このため、組合業務の事務処理については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、組合に対し、<u>利用者及び職員の安全に十分配慮した上で</u>、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</p> <p>① 事前避難対象地域内に本所・本店及び支所・支店等を置く組合の巨大地震警戒発表時における対応について</p> <p>イ. 業務時間内に巨大地震警戒が発表された場合には、組合において本所・本店及び支所・支店等の窓口における対応は普通貯金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻し業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭の利用者の輻輳状況等を的確に把握し、窓口における普通貯金の払戻し業務も停止し、併せて、窓口業務停止等の措置を講じた旨を利用者に周知徹底するよう要請する。ただし、この場合であっても、同地域の日本銀行本支店や警察等と緊密な連絡を取りながら、<u>現金自動支払機等の運転については継続するなど、利用者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講ずることを要請する。</u></p> <p>ロ. (略)</p> <p>ハ. 休日、開店前又は閉店後に巨大地震警戒が発表された場合に</p>	<p>(2) 南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置 南海トラフ地震防災対策推進基本計画により国は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「巨大地震警戒」という。）が発表された場合における預貯金の払い戻し、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を定めることとされている。</p> <p>このため、組合業務の事務処理については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、組合に対し、<u>以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</u></p> <p>① 事前避難対象地域内に本所・本店及び支所・支店等を置く組合の巨大地震警戒発表時における対応について</p> <p>イ. 業務時間内に巨大地震警戒が発表された場合には、組合において本所・本店及び支所・支店等の窓口における対応は普通貯金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻し業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭の利用者の輻輳状況等を的確に把握し、窓口における普通貯金の払戻し業務も停止し、併せて、窓口業務停止等の措置を講じた旨を利用者に周知徹底するよう要請する。ただし、この場合であっても、同地域の日本銀行本支店や警察等と緊密な連絡を取りながら、<u>利用者及び職員の安全に十分配慮した上で現金自動支払機等の運転については継続するなど、利用者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講ずることを要請する。</u></p> <p>ロ. (略)</p> <p>ハ. 休日、開店前又は閉店後に巨大地震警戒が発表された場合に</p>

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現行
<p>は、発災後の信用事業の円滑な遂行の確保を期すため、組合において窓口業務の開始又は再開は行わないよう要請する。ただし、この場合であっても、同地域の日本銀行本支店や警察等と緊密な連絡を取りながら、現金自動支払機等の運転は継続する等、利用者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講ずることを要請する。</p> <p>二. (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>は、発災後の信用事業の円滑な遂行の確保を期すため、組合において窓口業務の開始又は再開は行わないよう要請する。ただし、この場合であっても、同地域の日本銀行本支店や警察等と緊密な連絡を取りながら、<u>利用者及び職員の安全に十分配慮した上で</u>現金自動支払機等の運転は継続する等、利用者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講ずることを要請する。</p> <p>二. (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(3) (略)</p>

附 則

この通知の改正は、令和6年7月10日から適用する。